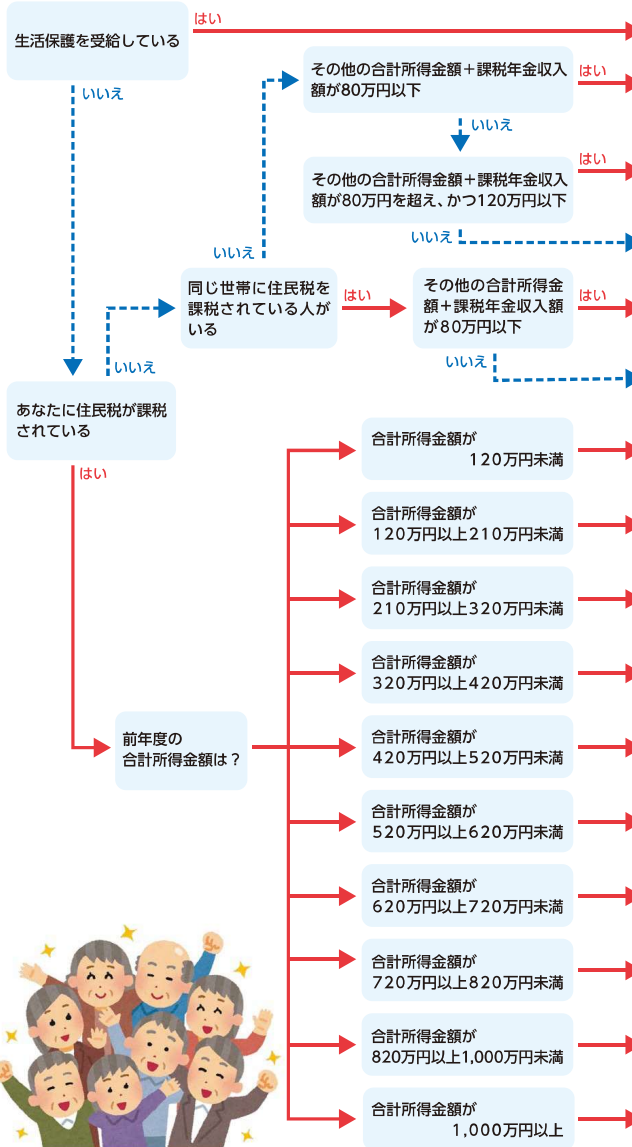


あなたの介護保険料を確認しましょう



住民税課税状況は、前年中（1月から12月まで）の所得を対象とした当該年度の住民税課税状況で判定します。

世帯は、当該年度4月1日時点の世帯状況で判定します。ただし、年度途中で65歳になった人、転入した人は、その時点の世帯状況で判定します。



※「合計所得金額」、「その他の合計所得金額」、「課税年金収入額」とは・・・

- ▶「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の所得段階の判定においては、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。
- ▶「その他の合計所得金額」とは、年金に係る雑所得がある場合は、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した金額です。さらに、給与所得が含まれる場合において所得金額調整控除の適用がない場合には、当該給与所得金額から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円の場合は0円とします）。
- ▶「課税年金収入額」とは、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の年間受給額です。非課税年金（障害年金・遺族年金など）は含みません。

第9期(令和6年度～令和8年度)介護保険料

所得段階	住民税 本人 世帯	対 象 者	保険料率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	非 課 税	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者 ●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80万円以下の方	基準額 ×0.285	年 22,230 円 (月 1,853 円)
第2段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80万円を超え、かつ120万円以下の方	基準額 ×0.4	年 31,200 円 (月 2,600 円)
第3段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が120万円を超える方	基準額 ×0.685	年 53,430 円 (月 4,453 円)
第4段階		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80万円以下の方	基準額 ×0.9	年 70,200 円 (月 5,850 円)
第5段階 基準額		●「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」が80万円を超える方	基準額	年 78,000 円 (月 6,500 円)
第6段階	課 税	●「合計所得金額」が120万円未満の方	基準額 ×1.2	年 93,600 円 (月 7,800 円)
第7段階		●「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	年 101,400 円 (月 8,450 円)
第8段階		●「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	年 117,000 円 (月 9,750 円)
第9段階		●「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.65	年 128,700 円 (月 10,725 円)
第10段階		●「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	年 148,200 円 (月 12,350 円)
第11段階		●「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	年 163,800 円 (月 13,650 円)
第12段階		●「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	年 179,400 円 (月 14,950 円)
第13段階		●「合計所得金額」が720万円以上820万円未満の方	基準額 ×2.4	年 187,200 円 (月 15,600 円)
第14段階		●「合計所得金額」が820万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.45	年 191,100 円 (月 15,925 円)
第15段階		●「合計所得金額」が1,000万円以上の方	基準額 ×2.75	年 214,500 円 (月 17,875 円)

介護保険料を滞納すると・・・

●滞納処分

指定された期限までに滞納保険料を納付されない場合は、地方税の滞納処分の例により、財産調査や滞納処分（差押）の対象として取り扱われます。

●サービス利用時の給付制限

特別な事情がないのに介護保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて次のような措置が取られます。

1年以上滞納すると・・・

介護保険のサービスを利用したとき、利用料がいったん全額自己負担となり、申請により後で保険給付分が払い戻される「償還払い」の支払い方法に変更になります。

1年6カ月以上すると・・・

「償還払い」になった保険給付分の一部または全部が差し止められ、その中から滞納している保険料相当分が差し引かれます。

2年以上滞納すると・・・

介護保険のサービスを利用したときの自己負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

宜野湾市の介護保険料の減免について

介護保険料について、納付が困難になった場合、保険料を減免する制度があります。下記の減免の要件等を確認のうえ、該当すると思われる65歳以上の方は、介護長寿課にて申請してください。

1. 介護保険料の所得段階が2段階、3段階の方は、次のいずれにも該当する場合は減額することができます。

- ①非課税世帯で、前年中の世帯収入金額（預貯金を含む）が120万円以下である。（本人を除く世帯員がいる場合は1人につき35万円を加える）
- ②資産を活用してもなお生活が困窮していると認められる世帯に属する方。
- ③市町村民税課税者と共に生計を共にしない方。
- ④市町村民税課税者に扶養されていない方。

2. 前年中の世帯合計所得金額が600万円以下で、次の場合には所得段階区分に関わりなく減額が適用されます。

- ①住宅、家財又はその他財産について、著しい損害を受けた場合。
- ②主たる生計者が死亡、長期入院、事業の損失、失業等により合計所得金額が1/2以上減少すると見込まれる場合。
- ③農作物、不漁の損失額が3/10以上ある場合。

3. 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されていた方は、その期間の保険料は免除されます。

お問合せ先：宜野湾市介護長寿課 **098-893-4411**
(内線 4122, 4123)